

船員職業安定法の施行に関する政省令等（案）について

平成16年9月
船員政策課制定の背景

第159回通常国会において、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成16年法律第71号）が成立し、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）の一部が改正されたところです。この船員職業安定法の一部改正の施行に当たり、法において政令に委任されている事項等について規定するため、船員職業安定法の施行に関する政令、船員職業安定法施行規則の一部を改正する省令並びに無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針、船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針及び派遣先が講ずべき措置に関する指針について制定を行う必要があり、下記のとおり制定することを考えております。

関係政省令等の概要

- 1 船員職業安定法の施行に関する政令について（案）
別添1のとおり
- 2 船員職業安定法施行規則の一部改正について（案）
別添2のとおり
- 3 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針について（案）
別添3のとおり
- 4 船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針について（案）
別添4のとおり
- 5 派遣先が講ずべき措置に関する指針について（案）
別添5のとおり

スケジュール（予定）

公 布	平成16年11月	下旬
施 行	平成17年	4月 1日

船員職業安定法の施行に関する政令について（案）

第一 法第五十六条第一号の政令で定める船員派遣事業の許可を受けることができない労働法令違反

船員派遣事業の許可を受けることができない法令違反のうち、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、労働基準法第一百七条（強制労働の禁止違反）、第一百八条第一項（中間搾取の排除違反等）及び船員法第三百三十一条（給料その他の報酬の支払い違反等）等の規定とすること。

第二 船員法等の適用に関する特例についての技術的読替え

船員法等の法令を適用する場合における所要の技術的読替えに関する規定を設けることとすること。

第三 改正法の施行期日

船員職業安定法の一部改正は、平成十七年四月一日から施行することとすること。

船員職業安定法施行規則の一部改正について（案）

第一 無料の船員職業紹介事業

- 1 学校等の行う無料の船員職業紹介事業の届出について、添付書類等を定めることとする。
- 2 無料船員職業紹介事業者は、毎年四月三十日までに、その年の前年の四月一日からその年三月三十一日までの間における事業報告書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないものとする。

第二 無料の船員労務供給事業

- 1 無料の船員労務供給事業の許可の有効期間を三年から五年とすること。
- 2 1に規定する許可の有効期間の満了後引き続き当該許可に係る無料の船員労務供給事業を行おうとする者は、許可の有効期間の更新を受けなければならないものとする。

第三 船員派遣事業

1 船員派遣事業の許可等

- 一 許可申請書の添付書類は、船員派遣事業に関する資産の内容に関する書類等とする。
- 二 船員派遣元事業主は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないものとする。
- 2 派遣船員の就業条件の整備等に関する措置

- 一 船員派遣契約
船員派遣契約の当事者は、当該船員派遣契約の締結に際し船員派遣契約に定め
た事項を、書面に記載しておかなければならないものとする。
- 二 船員派遣元事業主の講ずべき措置
(一) 派遣船員に対する就業条件等の明示は、明示すべき事項を記載した書面を当
該派遣船員に交付することにより行わなければならないものとする。
(二) 派遣元責任者は、船員派遣元事業主の事業所ごとに当該事業所に専属の派遣
元責任者として自己の雇用する者の中から選任すること。
- 三 派遣先の講ずべき措置
(一) 一年を超え三年以内の船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定める
に当たつて、過半数組合又は過半数代表者に対し意見を聴く手法を定めること
とすること。
(二) 派遣先責任者は、派遣船舶ごとに専属の派遣先責任者として自己の雇用する
者の中から選任すること。
- 四 船員法等の適用に関する特例についての技術的読替え
船員法施行規則等の法令を適用する場合における所要の技術的読替えに関する
規定を設けることとする。

第四 その他

地方運輸局長に委任する国土交通大臣の職権を定める等所要の規定を整備すること。

無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針について（案）

指針の趣旨

この指針は、船員職業安定法第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項に定める事項に関し、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労務供給事業者が適切に対処するために必要な事項について次の事項を定めたものである。

- 一 均等待遇
 - イ 差別的な取扱いの禁止
 - ロ 募集に関する男女の均等な機会の確保
- 二 従事すべき業務の内容及び労働条件を明示するに当たつての配慮事項
- 三 求職者等の個人情報の取扱い
 - イ 個人情報の収集、保管及び使用
 - ロ 個人情報の適正な管理

「船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針について（案）」

指針の趣旨

この指針は、船員職業安定法第四条、第六十五条において準用する第十九条並びに第三章第四節第二款第一目及び第二目の規定により船員派遣元事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項として次の事項について定めることとする。

- 一 差別的な取扱いの禁止
- 二 個人情報保護の保護
- 三 船員派遣契約の締結に当たつての就業条件の確認
- 四 派遣船員の雇用の安定を図るために必要な措置
- 五 適切な苦情の処理
- 六 派遣先との連絡体制の確立
- 七 派遣船員に対する就業条件の明示
- 八 船員を新たに派遣船員とするに当たつての不利益取扱いの禁止
- 九 派遣船員の福祉の増進
- 十 関係法令の関係者への周知
- 十一 派遣船員を特定することを目的とする行為の防止等
- 十二 派遣元責任者の適切な選任及び適切な業務の遂行

別添 5

派遣先が講ずべき措置に関する指針について（案）

指針の趣旨

この指針は、船員職業安定法第三章第四節第二款第一目及び第三目の規定により派遣先が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項として次の事項について定めることとする。

- 一 船員派遣契約の締結に当たつての就業条件の確認
- 二 船員派遣契約に定める就業条件の確保
- 三 派遣船員を特定することを目的とする行為の防止
- 四 性別による差別の禁止
- 五 船員派遣契約の定め違反する事実を知つた場合は是正措置等
- 六 派遣船員の雇用の安定を図るために必要な措置
- 七 適切な苦情の処理
- 八 適正な派遣就業の確保
- 九 関係法令の関係者への周知
- 十 船員派遣元事業主との労働時間等に係る連絡体制の確立
- 十一 派遣船員に対する説明会等の実施
- 十二 派遣先責任者の適切な選任及び適切な業務の遂行
- 十三 船員派遣の役務の提供を受ける期間の制限の適切な運用
- 十四 船員派遣の役務の提供を受けようとする期間に係る意見聴取の適切かつ確実な実施
- 十五 安全衛生に係る措置